

4651-1179

平成24年1月23日

各市町村精神保健福祉担当課長

殿

各保健所長

宮崎県精神保健福祉センター所長

(公 印 省 略)

他都道府県からの転入に伴う自立支援医療の新規申請の受付事務
について (通知)

日頃から、精神保健福祉の推進に御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、これまで本県においては、他都道府県からの転入に伴う自立支援医療の申請
について、診断書を添付して行う新規申請として取り扱ってきました。

しかし、平成18年7月14日付厚生労働省自立支援医療係長事務連絡で「移転前
自治体が認定していた有効期間を超えない範囲で支給認定を行うことを差し支えな
い。」と規定されていること、また、平成22年度より診断書の添付が2年に1度にな
ったこと等を踏まえ、これまでの新規申請に加えて、移転前自治体で支給認定を受
ける際に提出した診断書の写し等を利用して支給認定を行う (以下、「転入新規」と
いう。) ことができることとします。

については、「転入新規」の受付にあたって下記に注意を払い、適切な受付事務をお
願いします。

記

1. 転入新規の支給認定の有効期間

始 期：移転先の市町村において申請書を受理した日

有効期限：移転前自治体が認定していた有効期限

2. 転入新規に必要な書類

- ① 自立支援医療 (精神通院医療) 支給認定申請書
- ② 転出した自治体に提出した診断書の写し
- ③ 転出した自治体で取得していた受給者証の原本又は写し
- ④ 上記、②③がない場合は、同意書 (別紙様式1)
- ⑤ 所得認定に必要な書類

3. 診断書の写し及び受給者証の原本又は写しが提出できない場合

移転前の支給認定に使用した診断書の写し及び受給者証の原本又は写しが添付されていない場合は、受付市町村において、申請者から同意書（別紙様式1）を徴し、移転前自治体の自立支援医療担当部局等に診断書写しの送付依頼等を行うこと。（別紙様式2）

依頼先については都道府県によって対応する担当部局が異なることから、電話等により確認すること。

4. 転入時に複数医療機関の申請をする場合

原則、診断書による新規申請をするように指導すること。

5. 転入新規に関する進達書類

転入新規の申請書類については、変更届及び変更申請の書類に含めて進達すること。

① 名簿（自立一名簿② 別紙様式3）

<申請書類>

② 自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書

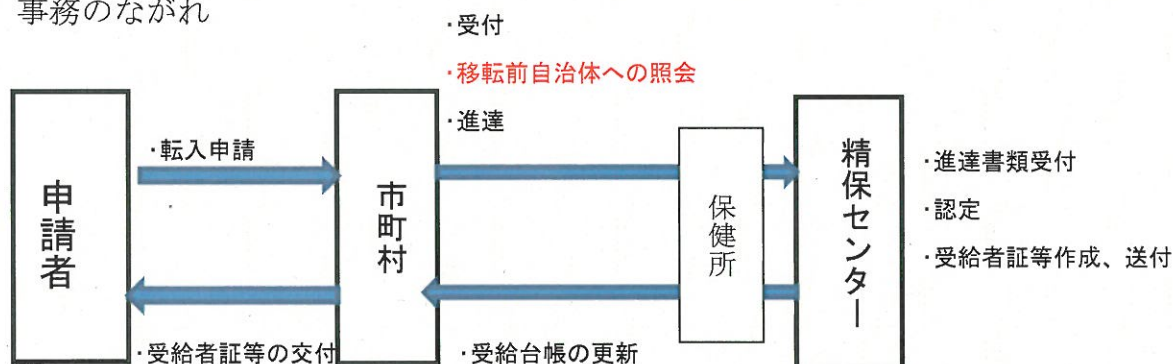
③ 転出した自治体に提出した診断書の写し

④ 転出した自治体で取得していた受給者証の原本又は写し

⑤ ④がない場合は、移転前自治体の回答

⑥ 所得認定に必要な書類

6. 事務のながれ



文書取扱

担当：坂元 智子

TEL 0985-27-5663

(別紙様式1)

同意書

()市(町・村)長様

障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給認定に関して必要があるときは、私の診断書等について()市(町・村)が、官公署等に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

受付印

(別紙様式2)

文書番号
平成 年 月 日

殿

()市(町・村)
○○○○○○○長
(公 印 省 略)

自立支援医療費(精神通院)支給認定申請に係る診断書(写し)の
送付ならびに認定内容の照会について(依頼)

下記対象者が当市(町・村)へ転入し、自立支援医療費(精神通院)の支給
認定申請がありました。

つきましては、貴自治体での支給認定申請の際に添付のあった医師の診断
書・意見書の写しの送付、ならびに認定内容についてご回答をいただきますよ
うお願いいたします。

記

1 対象者

- (1) 氏名 (年 月 日生)
(2) 現住所
(3) 前住所

2 転入年月日(申請書受付年月日)

3 添付書類 同意書、返信用封筒

4 依頼書類 自立支援医療費(精神通院)申請時診断書・意見書(写)

5 照会依頼項目

- (1) 保険種別・世帯状況 (2) 自己負担上限額(階層)
(3) 有効期間(支給期間) (4) 高額治療継続該当の有無
※自立支援医療受給者証に上記項目の記載があれば、受給者証の
写しを送付いただいても結構です。

送付先・お問い合わせ先